

「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」等に関する御意見の募集について

「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」等について、広く国民の皆様のお意見をお聞きするため、令和7年2月26日（水）から令和7年3月27日（木）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、今般、令和6年6月に内閣府食品安全委員会が「有機フッ素化合物(PFAS)に係る食品健康影響評価」を取りまとめたこと等を踏まえ、令和7年2月6日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 水道水質・衛生管理小委員会（第1回）及び人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会（第1回）を合同で開催し、「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」がそれぞれ取りまとめられました。

また、これを踏まえ、水道におけるPFOS及びPFOAについては、「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」及び「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）」の一部を改正することを予定しています。

2. 意見募集の対象

【別紙1-1】水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）

【別紙1-2】水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案について（概要）

【別紙2】 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）

3. 意見募集要領

（1）募集期間

令和7年2月26日（水）から令和7年3月27日（木）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

次に掲げるいずれかの方法により御意見を提出してください。

※①、②どちらの場合においても、いずれの資料のどの部分に対する意見か分かるように、「2. 意見募集の対象」に示した資料名、ページ等を明記してください

(例：「【別紙〇】〇ページについて」等)。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

(意見提出様式)

[件名] 「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び
「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについ
て（第7次報告案）」等に関する意見

(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

- ・ 別紙1-1及び別紙1-2について

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室 宛て

- ・ 別紙2について

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室 宛て

※別紙1-1又は別紙1-2、別紙2の両方に意見を提出する場合は、上記のい
ずれかの宛先にまとめて送付いただいても結構です。

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口（e-Gov） <https://www.e-gov.go.jp/>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、270円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便
番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイ

ズのもの)を同封の上、『「水道における水質基準等の見直しについて(第1次報告案)」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第7次報告案)」等に関する御意見の募集について 関係資料希望』と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記(2)②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

4. 問合せ先

別紙1-1及び別紙1-2について

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5521-8300

電子メール suido-suishitsu@env.go.jp

別紙2について

環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5521-8313

電子メール section_weqs@env.go.jp